

市政野名だより 第28号

発行者 野名すみよ 大王町波切108-1
平成29年10月発行 Tel.72-1320

◆議員4年間の活動状況

①一般質問（定例会のみ年4回）

- ・議長歴がない議員…4年間で16回
- ・議長歴1年（敬称略）…4年間で12回
井上裕充、山下弘、谷口覚、西崎甚吾、
- ・任期1年（敬称略）…4回
橋爪政吉、中村孝司



②政務活動費の使用状況（決算額、申請額を合計）

- ・25年度11月1日～28年度3月末…決算額
- ・29年度4月1日～29年度10月末…申請額

③議員の定数削減と報酬減額の賛否

- ・賛成…○ 反対…×

敬称略、議長◎、金額は四捨五入)

議員名	一般質問回数	定数削減	報酬減額	政務活動費
橋爪政吉	4	○	○	0
中村孝司	3	○	○	0
渡辺友里夏	12	×	×	472,000
上村秀行	9	○	○	249,000
金子研世	9	○	○	0
大西美幸	14	○	×	341,000
中村和晃	11	×	×	319,000
福田和義	8	×	×	466,000
井上裕充	1	×	×	466,000
野名澄代	16	○	○	0
谷口 覚	4	×	×	472,000
山下 弘	1	×	×	472,000
濱口三代和	4	○	×	368,000
山際 優	14	×	×	472,000
小河光昭	9	○	×	368,000
坂口 洋	16	×	×	293,000
上村繁子	7	×	×	472,000
森 昶	9	欠	欠	472,000
畑美津子	6	×	×	450,000
西崎甚吾	12	×	×	472,000

◆議長の任期を2年に改正

本年11月から議会の役職の任期が改正されます。議長と各委員会委員は1年から2年に、副議長、監査委員、議会運営委員会はそのまま1年です。

役職の任期は「再任を妨げず」。議員の承認を得られれば4年間の続投は可能なはずで、任期を変える必要があるのか疑問なところです。改正以前の問題として、その役職にふさわしい人材を選べる体制づくりを検討すべきと、私は思っています。

▼主な使途は会派議員の視察研修

市の政務活動費の主な使途は、会派の視察研修でした。

政務活動費について、「議員は活動に必要」とする一方で、市民からは「議員の第2の報酬」といった批判もあります。また、全国的に悪質な不正使用も多発しており、その必要性が問われてもいます。

▼4人の議員は政務活動費を使わない

議員活動に政務活動費が必要か否かは、個々の議員の考え方によります。私は「市政野名だより」や情報収集に必要な経費等の議員活動費は、議員報酬で十分賄えると考え、政務活動費は使っていません。

政務活動費を使用しなかった議員（敬称略）は、橋爪政吉、中村孝司、金子研世、野名澄代の4人だけでした。



▼会派「フォーラム未来」

長期欠席議員の政務活動費まで使用

「会派フォーラム未来」の所属議員は7人。その中の森昶議員は、28年6月末から現在まで議会を長期欠席していますが、この議員の政務活動費を会派仲間の6人が使っていました。

政務活動費は、議員活動の経費の一部として会派に所属する議員一人当たり、申請により月額1万円が交付されていますが、長期欠席議員の分を会派の議員が使ってはならないと規定されていません。

しかし、病欠により議員活動ができない状態にある議員の政務活動費を、行政の無駄遣いをチェックする立場にある議員が使うとすれば、公金に対する良識が問われる問題だと思います。

条例に「長期欠席議員の政務活動費を、所属する会派の議員は使ってはならない」と、規定しなければ分からないのでしょうか。

「フォーラム未来」所属議員（敬称略）

谷口覚、山下弘、山際優、上村繁子、西崎甚吾、森 昶、渡辺友里夏（29年2月離脱）

▼長期欠席議員の報酬等を減額

議員特権か？ 市職員よりも厚遇

議員が定例会又は臨時会若しくは委員会の会議等を長期欠席した場合、議員報酬と期末手当が減額されます。施行は平成29年4月1日。

私は以前、長期欠席議員の報酬を無給にすべきと提案しました。しかし、議員間の理解が得られず断念した経緯がありますので、今回、減額内容は不十分ですが、改革の第一歩として賛成しました。

市職員は、休職が90日を超えると給料・手当が20%減額され、一年を超えると無給となります。

議員の長期欠席による報酬と期末手当の減額割合は、90日以上180日未満20%、180日以上1年未満30%、一年以上50%で、市職員より厚遇されています。今後、議員が一年以上の欠席をした場合、報酬は無給にすべき改正が必要です。

◆公用車私的利用の経緯

昨年 8 月 17 日、「熊野大花火大会」に招待された谷口覚議長（当時）が、渡辺友里夏議員を公用車に同乗させ、来賓席で花火を観覧していたことが本年 7 月 19 日の中日新聞に掲載されました。

この件について、多数の問い合わせをいただきましたので、紙面で報告させていただきます。



▼概要

○28 年 7 月、熊野市から議長あてに「熊野市大花火大会」に議長と同伴者 1 名のみの招待状が届き、出席することを 7 月 15 日に返送した。

○花火大会直前に、谷口覚前議長から「渡辺友里夏議員を乗せて行ってよいか」と相談され、市職員が熊野市に参加者 1 名の追加を連絡した。

○28 年 8 月 17 日、谷口前議長が渡辺議員を同乗させ、市職員が運転する公用車で熊野市大花火大会に向かった。歴代議長は宿泊しなかったが、谷口前議長は 1 泊した。宿泊先は渡辺議員と別々であったと中日新聞に記載。

○公用車運行簿に、渡辺議員の記載はなし。

○29 年 7 月 24 日、議会議員政治倫理審査会を設置。

▼政治倫理審査会設置を請求

上村秀行議員と私野名澄代は、公用車を私的に使用した経緯を調査すべき、「志摩市議会議員政治倫理審査会」の設置を求め、受理されました。



▼「選挙妨害である」と谷口覚議員

「公用車使用時の（私的）同乗について、これまで議会内においてルールはなく、慣例的に使用されていることから、その時点で不適切だと考えていなかった。今回、政治倫理に反するとの疑惑をもたれたことは、反省しなければならぬと考えています。

議会内で議論すればよいことを、昨年夏の一つの事案のみ取り上げ、今の時期に新聞社にリークし、騒ぎ立てる。明らかに選挙妨害である。

私も長年議員をやっておりますが、請求者のおかげで初めてこの問題を認識し、議会で使用基準を作成しなければならないと考えています。

政治倫理に反するとの指摘は、今回の事象をもって、全く当てはまらぬと考えています。（要約）

▼「市外の祭りを観て、勉強するのも議員の仕事」と渡辺友里夏議員

「今回のことは、私の認識が甘かったと反省しています。行き先が祭りや花火大会ですと、レジャー性が高いので遊びに行ったと思われても仕方がないのですが、私としては志摩市以外の祭りをたくさん観て、勉強するのも議員の仕事であるかなというのはちょっとありまして、熊野市の知り合いの議員から『一度観た方がよい』と言われたので、私のルートで行く約束をしました…（要約）」。

▼「公用車使用管理規定に基づいて使用しています」と総務部長

公用車の公務外使用について、総務部長の答弁は。

「実際の運用として、市の主催する行事等、あるいは人員を輸送するとき、または公益的な来訪者の送迎や移動する場合に使用しています。

例えば、祭りの準備や片づけなどで、実行委員の方と一緒に軽トラックなどに乗って、後片付けをするといったことはありますが、志摩市公用車使用管理規定に基づいて使用、管理しています（要約）。

▼「規定に反する行為とまでは言えないが、人に疑われる行動は常に慎むべき」と

倫理審査会の結果は下記のとおりです。（要約）

・出張命令票と出席者の人数が異なっているが、違反行為と認めるには不十分。

・前議長は渡辺議員の公用車同乗を前議会事務局長に確認し了承を得ており、職権乱用ではない。

・「公務でない」ことを理由に、「公用車に同乗することはできない」とする明確な根拠がない。

・議員間交流であれば公益性が高い行動と推測できるが、一方では単に「個人の娯楽」ではないとする明確な証拠はない。同乗により市に損害はない。

・目的は公益性が高く、目的地が同じなら、地球環境や自然環境に配慮し、乗り合わせて現地へ向かうことに不当な点は見られない。

・谷口議員及び渡辺議員双方が、直ちに政治倫理規定に反する行為があったとまでは言えない。しかし、公選により選ばれた議員は公人である。人に疑われるような行動は常に慎むべきである。



▼熊野市議会へ謝罪文を送付

平成 29 年 9 月 6 日、西崎甚吾議長から熊野市議会に次のような謝罪文（要約）を送付しました。

「昨年、当市議会議員が熊野市大花火大会に出席させていただいた件に関し、熊野市議会の皆さまをはじめ関係者の皆様に多大な御心配及び御迷惑をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます…」。

▼公用車の私的使用は議員の特権か

問われているのは、「議長と同伴者 1 名（運転手と推測）が招待された熊野市大花火大会に、谷口前議長が市職員に渡辺議員を追加させ、公用車の同乗を許可した行為と、職員が公用車の運行簿に渡辺議員の氏名を記入しなかった」ことです。

私は公用車使用管理規定に、「公用車は私的に使用してはならない」といった常識的なことまで、規定する必要はないと思っていました。

ところが、規定されていないから「私的に使用してもよい」と解釈する議員がいたことで、本来、良識に任せていた使用基準の線引きが難しくなったことは否めません。公用車使用は議員の特権ではないと認識すれば、即、解決する問題と思いますが…